

1 事業名

経済安全保障促進事業業務委託

2 事業目的

愛知県では、令和4年5月に成立した経済安全保障推進法の施行に伴い、日本一のものづくりの集積地として、技術情報管理を始めとする経済安全保障に関して、実効性のある地域の備えを構築するため、県関係課、経済団体及び大学等を構成員とした「愛知県経済安全保障に関する協議会」を令和4年10月に創設し、経済安全保障に関する技術情報流出等の状況やその対応策について、情報共有及び意見交換を実施している。

本事業では、県内の企業等、特に中小企業を対象に、経済安全保障に関する周知や啓発を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

4 事業概要

- (1) シンポジウムの開催
- (2) 普及啓発パンフレットの作成

5 業務内容

- (1) シンポジウムの開催
 - (ア) 内容

【開催概要案】

- 時期 令和5年10月～12月頃
- 会場 名古屋市内
- 参加者 県内の企業、経済団体、大学等関係者等
- 参加費 無料
- プログラム(2～3時間)
 - ・主催者挨拶
 - ・講演
 - ・パネルディスカッション

- ・ シンポジウムの内容は、中小企業等の経済安全保障への興味や理解を高めることができるものとし、講演の講師及びシンポジウムのファシリテーターやパネリストを選定すること。なお、選定にあたっては、県と協議を行うものとする。
- ・ 講師への出演交渉等、出演に係る手配を行うこと。

- ・ 講演の講師及びシンポジウムのファシリテーターやパネリストの旅費及び謝金の支払を行うこと。
- ・ 運営にあたっては、講師の他に参加者のサポートや進行の補佐を務めるスタッフを配置する等、必要な人員を配置すること。
- ・ 進行にあたり、司会を1名配置すること。運営上支障がなければ、運営スタッフと兼務でも可とする。
- ・ 運営マニュアル（当日の事務作業・役割分担・留意事項等を取りまとめたもの）及び進行台本等を作成し、講師への対応、司会進行、写真等による記録等運営に必要な事務を行うこと。
- ・ 参加者への配布資料（プログラム、及び講演資料等）を作成し、配布すること。普及啓発パンフレットをシンポジウム開催日までに、作成・印刷し、シンポジウム当日に配布すること。
- ・ 参加者に対するアンケートを実施し、その集計及び分析を行うこと。また、アンケート項目は県と調整すること。
- ・ 参加者の安全確保（新型コロナウイルス感染症対策防止策を含む。）をすること。
- ・ 開催方法については、原則、オフラインとするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、オンラインへの切り替えることもある。

（イ）会場準備等

- ・ （ア）を踏まえ、県と相談の上、適当な日時を設定し、会場を選定・手配する。なお、会場の使用料は委託料に含むものとする。
- ・ 会場は、名古屋市内で200名程度収容可能な交通の利便性が良い会場で、（ア）を実施することのできる場所を選定し、会場の申込み及び会場使用料の支払い等の手続を行うこと。なお、会場の決定にあたっては、県と協議を行うものとする。
- ・ 開催に必要な物品や機材、吊り看板等を準備し、設営すること。また、運営に必要な機材の操作を行うこととし、終了後は、原状回復すること。なお、これらに係る経費は全て委託料に含むものとする。

（ウ）広報

- ・ 広報にあたっては、シンポジウムを周知する以下の印刷物を作成し、本県に納品するとともに、県から指示のあった送付先へ郵送する。送付先は、最大50カ所とする。

（納期 シンポジウム開催日の75日前）

○チラシ（A4カラー） 部数 10000部

○ポスター（A2カラー） 部数 200部

（うち、120部は角2封筒に入る大きさに折って納品すること）

- ・ チラシ及びポスターの電子データを県に納品すること。
- ・ 広報に係るチラシ及びポスターは「経済安全保障」をPRする趣旨を踏まえたデザインとすること。

(エ) その他付加提案

その他、本事業の趣旨に合う上記（ア）～（ウ）以外で付加提案する事業があれば、提案に盛り込むことを妨げないものとする。ただし、内容等については、県との協議により決定すること。

留意点

- ・ シンポジウム参加希望者の受付、出席者の名簿管理、事前案内については県が実施するため、これに係る事務作業は本委託業務に含まない。

(2) 普及啓発パンフレットの作成

経済安全保障に関し、県内の中小企業等の理解増進及び啓発を図るため、パンフレットを作成する。企画、関係者との調整、取材、編集・文章作成、印刷製本等、パンフレットの作成に係る業務一式を行うものとする。シンポジウム開催 10 日前までに納品すること。

(ア) パンフレットの構成

- ・ 写真やイラスト、事例等を多用して内容の充実を図り、経済安全保障に関する重要性を理解させ、興味・関心を喚起できる工夫をすること。

(イ) パンフレットの仕様

- ・ サイズ A4 (210mm×297mm)
- ・ 色 フルカラー
- ・ 紙質 マットコートもしくは上質紙
- ・ ページ数 12 ページ (表紙、裏表紙込み)
- ・ 製本 中綴じ
- ・ 作成部数 2000 部

(ウ) 電子データの作成

受注者は、次に記載するデータを作成し、電子媒体で納品すること。なお、データの元となった画像データ、イラストデータ、図表データ及び文字データも合わせて納品すること。

○PDFデータ

a 高解像度PDFファイル (二次利用用)

- ・ 文字等が抽出できること。

b 低解像度PDFファイル (ホームページ用)

- ・ ディスプレイへの表示及び印刷時も判別が可能であること。
- ・ PDFファイルのサイズを10MB以下にすること。

○イラストデータ

- ・ Adobe Illustrator で作成した、再編集が可能なデータ (形式) であること。

(エ) その他

- ・ 掲載内容及び写真については、関係箇所の内容を照会し、情報確認を受けること。
- ・ 掲載する写真やイラスト等は、原則として受託者が作成、撮影、収集、保持しているものを使用すること。(フリーイラストは使用しないこと。)
- ・ 画像については、著作権・肖像権などに留意すること。

(3) 事業全体の運営・管理等

- ・ 本事業を実施するにあたり、経済安全保障や技術情報流出等について、一定程度の知見を有している者を配置すること。
- ・ 県担当者と連絡を密にし、県と十分に協議し、作業を進めること。
- ・ 事業実施計画、事業実施スケジュールを作成し、県の承認を得て業務を実施すること。
- ・ 事業の進捗状況等について、随時打合せ及び報告を行うこと。また、打合せ内容等を記載した議事録を提出すること。なお、議事録は電子データでの提出で差し支えない。
- ・ 県がその他実績等に関する報告を求めた場合は、その都度報告すること。
- ・ 委託事業の実施にあたり、問題等が発生したときは、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、県と調整を行い、合意を得て対応すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を講じ、対策の基本方針と具体的な措置を講じるのか提案すること。

(4) 成果報告書の作成

経済安全保障促進事業に係る実績（メディア等への掲載記事の収集等を含む。）及びアンケート結果をまとめ報告書を作成する。

6 成果物及び納品場所

(1) 成果物

- ・ 報告書 3部
(報告書は、A4判で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする。)
- ・ 本業務で作製した紙広報（チラシ、ポスター類） 2組
- ・ 報告書、PRツール等のデータを記録した電子データ（DVD-R）1枚

(2) その他

- ・ 報告にあたっては、別途指示する日までに報告書（案）を県に提出し、その内容について県と調整すること。
- ・ 受託者は、別途県が定める書類（完了届、請求書等）を提出するものとする。

(3) 提出場所

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課（愛知県本庁舎2階）

7 その他

- ・ 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- ・ 受託者は、成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利を成果品の引き渡しとともに県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・ 業務委託の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・ 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・ 受託者は事業完了後 5 年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておかねばならない。
- ・ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、「5 業務内容」の実施が困難となった場合には、業務内容を変更することがある。
- ・ 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、県、受託者協議の上、解決に努めるものとする。